

利用上の注意

本編は、平成 21 年 11 月 1 日現在で実施した「平成 21 年特定サービス産業実態調査」のうち、**新聞業**(日本標準産業分類小分類項目 413)及び、**出版業**(同 414)の調査結果について取りまとめたものである。

I. 調査の概要

1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

特定サービス産業実態調査は、我が国サービス産業の活動の実態と事業経営の現状を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的に、統計法(平成 19 年法律第 53 号)に基づく基幹統計調査として、特定サービス産業実態調査規則(昭和 49 年通商産業省令第 67 号)によって実施される。

なお、特定サービス産業実態調査規則、調査票様式及び同記入注意を参考として掲載している。

3. 調査の期日

平成 21 年特定サービス産業実態調査は、平成 21 年 11 月 1 日現在で実施した。

なお、年間売上高等調査事項の調査対象期間は、原則、平成 20 年 11 月 1 日から平成 21 年 10 月 31 日までの 1 年間である。

4. 調査の範囲

特定サービス産業実態調査の範囲は、日本標準産業分類(平成 21 年総務省告示第 175 号)に掲げる「大分類H—情報通信業」、「大分類K—金融・保険業」、「大分類O—教育、学習支援業」及び「大分類Q—サービス業(他に分類されないもの)」に属する小分類のうち、主として経済産業省所管の小分類である。平成 21 年は、次に掲げる 28 業種の小分類について当該業務(事業)を主業として営む事業所(一部業種は企業)を対象に調査を行った。

平成 21 年 特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査対象の範囲

(1) 継続調査業種(21 業種)

調査業種	調査対象の範囲
ソフトウェア業	日本標準産業分類に掲げる小分類 391—ソフトウェア業に属する業務を主業として営む事業所
情報処理・提供サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 392—情報処理・提供サービス業に属する業務を主業として営む事業所
インターネット附随サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 401—インターネット附随サービス業に属する業務を主業として営む事業所
映像情報制作・配給業	日本標準産業分類に掲げる小分類 411—映像情報制作・配給業に属する業務を主業として営む企業
音声情報制作業	日本標準産業分類に掲げる小分類 412—音声情報制作業に属する業務を主業として営む企業

新聞業	日本標準産業分類に掲げる小分類 413－新聞業に属する業務を主業として営む企業
出版業	日本標準産業分類に掲げる小分類 414－出版業に属する業務を主業として営む企業
映像・音声・文字情報に付帯するサービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 416－映像・音声・文字情報に付帯するサービス業に属する業務を主業として営む企業
クレジットカード業、割賦金融業	日本標準産業分類に掲げる小分類 643－クレジットカード業、割賦金融業に属する業務を主業として営む企業
各種物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 701－各種物品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
産業用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 702－産業用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
事務用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 703－事務用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
自動車賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 704－自動車賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
スポーツ・娯楽用品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 705－スポーツ・娯楽用品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
その他の物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 709－その他の物品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
デザイン業	日本標準産業分類に掲げる小分類 726－デザイン業に属する業務を主業として営む事業所
広告業	日本標準産業分類に掲げる小分類 731－広告業に属する業務を主業として営む事業所
機械設計業	日本標準産業分類に掲げる小分類 743－機械設計業に属する業務を主業として営む事業所
計量証明業	日本標準産業分類に掲げる小分類 745－計量証明業に属する業務を主業として営む事業所
機械修理業	日本標準産業分類に掲げる小分類 901－機械修理業（電気機械器具を除く）に属する業務を主業として営む事業所
電気機械器具修理業	日本標準産業分類に掲げる小分類 902－電気機械修理業に属する業務を主業として営む事業所

(2) 平成 21 年新規調査業種 (7 業種)

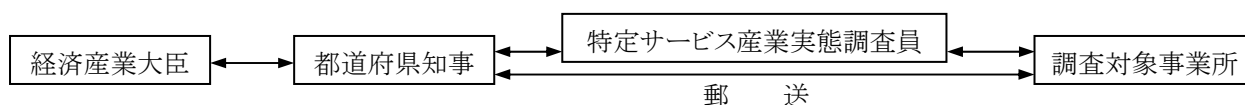
調査業種	調査対象の範囲
冠婚葬祭業	日本標準産業分類に掲げる小分類 796－冠婚葬祭業に属する業務を主業として営む事業所
映画館	日本標準産業分類に掲げる小分類 801－映画館に属する業務を主業として営む事業所
興行場，興行団	日本標準産業分類に掲げる小分類 802－興行場（別掲を除く），興行団に属する業務を主業として営む事業所
スポーツ施設提供業	日本標準産業分類に掲げる小分類 804－スポーツ施設提供業に属する業務を主業として営む事業所
公園，遊園地・テーマパーク	日本標準産業分類に掲げる小分類 805－公園，遊園地に属する業務を主業として営む事業所
学習塾	日本標準産業分類に掲げる小分類 823－学習塾に属する業務を主業として営む事業所
教養・技能教授業	日本標準産業分類に掲げる小分類 824－教養・技能教授業に属する業務を主業として営む事業所

5. 調査方法

- (1) 都道府県知事が任命した特定サービス産業実態調査員又は郵送により、調査票の配布及び取集を行う方法。
- (2) 経済産業大臣が対象事業所を有する企業本社へ対象となった傘下事業所の調査票を郵送により配布及び取集を行う「①経済産業省一括調査」及び経済産業省が調査を委託した特定サービス産業実態調査実施事務局が郵送により配布及び取集を行う「②経済産業省直轄調査」による方法。

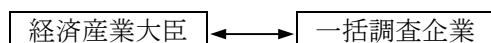
6. 調査経路

- (1) 都道府県経由の調査



- (2) 経済産業省調査

- ① 経済産業省一括調査



- ② 経済産業省直轄調査



7. 調査票の種類及び調査内容

平成 21 年調査は、19 種類の調査票(①「ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業調査票」、②「映像情報制作・配給業調査票」、③「音声情報制作業調査票」、④「新聞業調査票」、⑤「出版業調査票」、⑥「映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業調査票」、⑦「クレジットカード業、割賦金融業調査票」、⑧「各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業調査票」、⑨「デザイン業、機械設計業調査票」、⑩「広告業調査票」、⑪「計量証明業調査票」、⑫「機械修理業、電気機械器具修理業調査票」、⑬「冠婚葬祭業調査票」、⑭「映画館調査票」、⑮「興行場(別掲を除く)、興行団調査票」、⑯「スポーツ施設提供業調査票」、⑰「公園、遊園地・テーマパーク調査票」、⑱「学習塾調査票」、⑲「教養・技能教授業調査票」)を用いて、経営組織、従業員数、年間売上高及び営業費用等の調査を行った。

また、標本調査業種(「8. 標本設計及び抽出方法」の(2)を参照)については、事業従事者数(又は常用雇用者数)が 4 人以下の事業所は調査項目を簡素化した簡易票で調査を行った。

8. 標本設計及び抽出方法

- (1) 母集団名簿

平成 18 年事業所・企業統計調査名簿を用いつつ、特定サービス産業実態調査から得られる最新情報を反映した(廃業、主業変更等)。

- (2) 標本設計を行う業種の選定

調査客体への負担軽減、調査資源の効率化の観点から、28 業種のすべてについて、標本設計を行うこととするが、母集団数が 1,000 に満たない業種については、全数調査と設定する。

【全数調査とする業種(7業種)】

事務用機械器具賃貸業、クレジットカード業、割賦金融業、計量証明業、音声情報制作業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、映画館、公園、遊園地・テーマパーク

- (3) 抽出方法

①層化及び抽出の考え方

業種別・事業従事者規模別・都道府県別に層化抽出する。なお、企業単位の業種については常用雇用者規模別とする。

基準変数は売上高又は事業従事者とする。なお、母集団名簿である平成18年事業所・企業統計調査では売上高が把握されていないことから、過去の特定サービス産業実態調査などを用いて設計を行う。

②配分方法

全国計の業種毎に基準変数に対する標準誤差率が 2.0%以下になるよう標本数を計算。この標本数を事業従事者別にネイマン配分した後、都道府県別に比例配分する。

層ごとに抽出率が 50%を超える層にあつては、悉皆層と設定する。この場合にあつて、各業種の 100 人以上の層は抽出率に依存することなく悉皆層と設定(中小企業基本法の考え方を踏まえて設定)。

その後、抽出層の標本数を再計算する。

セル毎の最低標本数を「2」と設定し、標本数を追加する。

【層の区分】

事業従事者規模別の層は以下の区分とする。

1; 4 人以下、2; 5 人～9 人、3; 10 人～29 人、4; 30 人～49 人、5; 50 人～99 人、
6; 100 人～299 人、7; 300 人～499 人、8; 500 人以上

※業種によっては、300 人以上を1つの層と設定。

(4) 都道府県別の標準誤差率の改善

都道府県毎に基準変数に対する標準誤差率が 20%以内になるよう標本数を追加。業種別・事業従事者規模別・都道府県別に、事業所数により比例配分する。

(5) 回収率を勘案した標本数の設定

過去の都道府県別・回収率を勘案し、抽出層における標本数とする。

(6) 希望する都道府県には(5)に加えて標本数の追加を行った。

(7) 標準誤差率は、次の式による。

$$\text{標準誤差}^2 = \sum_{i=1}^L \{ \text{標準偏差 } i^2 / \text{標本数 } i \} \times \{ (\text{母集団数 } i - \text{標本数 } i) / (\text{母集団数 } i - 1) \} \\ \times \{ \text{母集団数 } i^2 / \text{母集団数}^2 \}$$

標準誤差率 = 標準誤差 / 平均

標準偏差 i : 第 i 層の売上高(※)の標準偏差 平均 : 売上高(※)の平均

抽出数 i : 第 i 層の標本数 母集団数 i : 第 i 層の母集団数

L : 層の総数

※業種毎に平成 19 年特定サービス産業実態調査、平成 17 年同調査、平成 16 年サービス業基本調査のうち最新の調査結果を利用。

9. 推計方法

・標本調査業種

標本調査業種の母集団推計は、調査結果を基に事業従事者規模別・都道府県別の層ごとに以下により行った。

(1) 調査結果に基づく抽出率の設定

① 母集団数は、抽出時の母集団に調査時の廃業、対象外等を反映した数による。

② 有効回答数は、集計事業所数である。

③ 各層(事前の層)の抽出率の計算

$$\text{各層の抽出率} = \text{当該層の有効回答数} / \text{当該層の母集団数}$$

(2) 個票の拡大推計(事前の層)

個票の拡大推計は、各個票(有効回答)の標本抽出時の層による。

したがって、調査の結果、業種毎、事業従事者模区分が移動した場合でも、標本抽出時の産業小分類・従業者規模区分(事前の層)で拡大推計を行った。

$$\text{各個票の拡大推計値} = 1 / \text{当該層の抽出率} \times \text{当該層の個票データ}$$

・全数調査業種

全数調査業種の未回収事業所の補完は、各調査事項の事業従事者規模別・都道府県別の平均値(又は全国平均値)により行った。

10. 調査結果の概要

(1) 調査の回答状況

①業種別の回答状況(標本調査業種)

調査業種	標本数	回答数	有効回答		
			回答率 (%)	有効回答数	有効回答率 (%)
ソフトウェア業	3,397	3,063	90.2	3,033	89.3
情報処理・提供サービス業	3,446	3,051	88.5	2,998	87.0
インターネット付随サービス業	609	520	85.4	504	82.8
映像情報制作・配給業	1,561	1,103	70.7	1,077	69.0
新聞業	475	370	77.9	368	77.5
出版業	1,512	1,002	66.3	999	66.1
映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業	420	312	74.3	310	73.8
各種物品賃貸業	944	830	87.9	819	86.8
産業用機械器具賃貸業	4,007	3,462	86.4	3,445	86.0
自動車賃貸業	1,977	1,750	88.5	1,725	87.3
その他の物品賃貸業	2,557	2,179	85.2	2,099	82.1
デザイン業	3,358	3,063	91.2	2,920	87.0
広告業	2,736	2,588	94.6	2,525	92.3
機械設計業	1,641	1,564	95.3	1,485	90.5
機械修理業(電気機械器具を除く)	1,725	1,499	86.9	1,469	85.2
電気機械器具修理業	1,300	1,143	87.9	1,118	86.0

(注) 標本数、回答数、有効回答数は、廃業、転業及び休業事業所(企業)を含まない。

②業種別の回答状況(全数調査業種)

調査業種	調査対象数	調査票回収数	集計		
			回収率 (%)	事業所数	有効回答率 (%)
音声情報制作業	139	78	56.1	77	55.4
クレジットカード業, 割賦金融業	285	274	96.1	270	94.7
事務用機械器具賃貸業	266	227	85.3	223	83.8
スポーツ・娯楽用品賃貸業	399	323	81.0	294	73.7
計量証明業	530	495	93.4	483	91.1

(注) 調査対象数、調査票回収数、集計事業所数は、廃業、転業及び休業事業所(企業)を含まない。

(2) 調査結果の評価

① 評価方法

調査結果の評価は、売上高(事業所の年間売上高又は、企業全体の年間売上高)の達成精度(標準誤差率)を基に行った。

なお、売上高の標準誤差率は、次の式により算出した。

$$\text{標準誤差}^2 = \left\{ \sum_{i=1}^L (\text{標準偏差}^2_i / \text{標本数}_i) \times \text{母集団数}_i \times (\text{母集団数}_i - \text{標本数}_i) \right\} / \text{母集団数}^2$$

$$\text{標準誤差率} = \text{標準誤差} / \text{平均}$$

標準偏差_i : 第i層の売上高の標準偏差

平均 : 売上高の平均

抽出数_i : 第i層の標本数

母集団数_i : 第i層の母集団数

L : 層の総数

② 達成精度(標準誤差率)

調査業種	売上高		
	平均(万円)	標準偏差	標準誤差率
ソフトウェア業	98,190	170,188	0.030
情報処理・提供サービス業	78,107	115,047	0.046
インターネット附随サービス業	71,059	100,569	0.041
映像情報制作・配給業	63,548	76,950	0.049
新聞業	261,441	309,789	0.074
出版業	76,700	60,260	0.045
映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	26,067	21,579	0.020
各種物品賃貸業	387,122	468,869	0.021
産業用機械器具賃貸業	27,245	39,302	0.017
自動車賃貸業	44,101	123,727	0.059
その他の物品賃貸業	11,083	12,331	0.020
デザイン業	5,213	5,523	0.012
広告業	97,411	135,562	0.052
機械設計業	12,691	18,154	0.021
機械修理業(電気機械器具を除く)	16,596	18,094	0.022
電気機械器具修理業	25,885	36,756	0.033

11. 公表

特定サービス産業実態調査の集計結果は、速報を調査実施から約 11 か月後に公表、確報を約 15 か月後に調査業種ごとに取りまとめ、公表する。

12. 統計表について

集計結果の統計表について、平成 21 年調査より標本抽出を導入したことにもない、事業従事者(又は常用雇用者)4 人以下の事業所を簡易票で調査を行う業種は、事業従事者数により集計事項が異なることから、集計結果の統計表については以下の構成とした。

・全規模の部

通常票、簡易票で調査している項目について集計する。

・事業従事者(又は常用雇用者)5 人以上の部

通常票で調査している項目について集計する。

13. 平成 20 年調査結果との比較について

平成 21 年調査において標本調査の導入及び、未回収事業所の推計を行ったことから、過去の特定サービス産業実態調査との単純比較はできない。

II 特定サービス産業実態調査の改正について

特定サービス産業実態調査は、昭和 48 年から調査を行っているが、平成 18 年調査から、サービス統計の整備・拡充を図るため、①調査対象名簿を業界団体等から総務省が実施した事業所・企業統計調査名簿へ変更(アクティビティベースから産業格付ベースへ変更)し、②調査業種の経年推移を的確に把握する観点から毎年調査を行うこととし、③調査対象業種の産業分類レベルについて、GDP 関連統計との連携を考慮し、また、調査対象名簿の基本情報である事業所・企業統計調査の産業格付との整合性を勘案して、日本標準産業分類小分類への統一を行った。

また、調査対象業種の拡充に伴う調査客体への負担増加、調査資源の配分問題に対応するため、平成 21 年調査から標本設計を導入した。

《調査内容の主な変更点》

(1) 調査対象事業所名簿の変更

調査対象事業所名簿については、平成 18 年調査から、これまでの業界団体等の名簿情報から事業所・企業統計調査の名簿情報に変更した(アクティビティベースから産業格付けベースに変更)。

(2) 調査周期の変更(同一調査業種の毎年調査化)

調査業種については、平成 17 年まで毎年調査業種(情報サービス業、物品賃貸業)、3 年周期調査業種(ビジネス支援産業、娯楽関連産業、教養・生活関連産業)として実施していたが、変化の激しいサービス産業を的確に把握するため平成 18 年調査実施以降は毎年調査としている。

(3) 調査対象業種の業種分類レベルの統一

調査対象業種の業種分類レベルについては、平成 17 年までは日本標準産業分類の中分類、小分類、細分類及び業務種類(アクティビティ)レベルで選定してきたが、調査結果の他の統計調査結果との利活用などを容易にするため、日本標準産業分類小分類(3 桁分類)に統一した。

(4) 標本調査の導入

調査客体への負担軽減、調査資源の効率化の観点から、母集団数が 1,000 以上の業種について、標本調査を行った(母集団数が 1,000 に満たない業種については、全数調査)。

Ⅲ. 新聞業、出版業について

1. 調査対象の範囲

(1) **新聞業の調査対象**は、一般紙、スポーツ紙、専門・業界紙など購読料を徴収し、定期的かつ不特定多数を対象に新聞の企画・編集から発行までを営む企業である。

ただし、次のような業務を行う企業は調査の対象としていない。

- ① 新聞の印刷のみを行う企業。
- ② 購読料、販売価格をもうけず配布は無料で行い、広告料を収入源とする広告新聞の発行を主として行う企業
- ③ 企画・編集のみを行い発行業務を行わない企業
- ④ 記事の取材、執筆などニュースの供給のみを行う企業
- ⑤ 新聞の小売り(販売)のみを行う企業

(2) **出版業の調査対象**は、主として書籍、雑誌、教科書、辞典、パンフレット、定期刊行物など不特定多数を対象に出版物の企画・編集から発行までを営む企業である。

ただし、次のような業務を行う企業は調査の対象としていない。

- ① 配布は無料で行い、広告料を収入源とするパンフレットなどの発行を、主として行う企業
- ② 会員など特定の者を対象とした出版物の発行のみを行う企業
- ③ 主として印刷又は製本のみを行う企業
- ④ 書籍、雑誌の取次又は小売(販売)のみを行う企業

2. 統計表の事項の説明

- (1) **企業数**は、調査結果(平成 21 年 11 月 1 日現在)の母集団数である。
- (2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を営むものうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「**会社**」、前記以外のものは「**会社以外の法人・団体**」(外国に本社・本店がある外国の会社を含む。)である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)
- (3) **資本金額(又は出資金額)**は、平成 21 年 11 月 1 日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。
- (4) **企業の事業形態**の区分は、以下のとおり。

〈新聞業〉

- ①「**一般紙(全国紙)**」は、一般紙(全国紙)の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。
- ②「**一般紙(地方紙)**」は、一般紙(地方紙)の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。
- ③「**スポーツ紙**」は、スポーツ紙の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。
- ④「**専門・業界紙**」は、専門・業界紙の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。
- ⑤「**その他**」は、その他の新聞の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。

〈出版業〉

- ①「**総合出版社**」は、総合的な書籍の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。
- ②「**人文社会科学書出版社**」は、人文社会科学書の企画・編集から発行までを行う企が該当する。
- ③「**自然科学書出版社**」は、自然科学書の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。
- ④「**文学・芸術書出版社**」は、文学・芸術書の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。
- ⑤「**情報・教育系出版社**」は、情報・教育系の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。
- ⑥「**実用書出版社**」は、実用書の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。
- ⑦「**児童書出版社**」は、児童書の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。
- ⑧「**その他**」は、その他の書籍の企画・編集から発行までを行う企業が該当する。

(5) **従業者数**は、平成21年11月1日現在の数値。

①**従業者数**とは、企業に所属している者で、当該業務(新聞業務又は出版業務をいう。)以外の業務の従業者及び、別経営の企業へ出向・派遣している者又は、下請けとして別経営の企業で働いている者(送出者)を含み、別経営の企業から出向・派遣されている者又は下請けとして別経営の企業からきて働いている者(受入者)を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。

ア **「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」**

a **「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」**のうち、**個人業主(個人経営の事業主)**とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの企業に従事している者。**無給の家族従業者**とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに企業の業務に常時従事している者。

b **「有給役員」**とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で、報酬や給与を受けている者。

c **常用雇用者**とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者」又は「平成21年9月と10月にそれぞれ18日以上雇用されている者」で、「一般に正社員、正職員と呼ばれている者」、「パート・アルバイトなど」に区分される。

・**「一般に正社員、正職員と呼ばれている人」**とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員と呼ばれている者。

・**「パート・アルバイトなど」**とは、「一般に正社員、正職員などと呼ばれている人」以外で「嘱託」、「パート」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者。契約社員もここに含まれる。

・**「就業時間換算雇用者数」**とは、「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数。

d **「臨時雇用者」**とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者。

イ **「総計のうち、別経営の企業に派遣している人」**とは、企業全体の従業者(2.(5))のうち、別経営の企業に出向・派遣している者又は下請けとして働いている者。

②**「総計のほか、別経営の企業から派遣されている人」**とは、当該企業に別経営の企業から出向・派遣されている者又は下請けとしてきて働いている者(受入者)。

(6) **事業従事者数**は、平成21年11月1日現在の数値。

事業従事者数とは、企業の従業者(2.(5))から「別経営の企業に派遣している人」を除き、「別経営の企業から派遣されている人」を含めた人数の計。

①**部門別事業従事者数**は、当該業務に従事する下記の部門別の事業従事者数をいう。

〈新聞業〉

ア **「管理・営業部門」**とは、一般に、総務、人事、経理、予算、新聞広告の集積及びその紙面掲載を担当する広告部門、新聞販売店の管理など販売部門の業務に従事する者。

イ **「編集部門」**とは、新聞の取材、入力、校正など深部の記事面を作成する業務に従事する者。

ウ **「制作・印刷・発送部門」**とは、組み版、製版、印刷、発送などの業務に従事する者(印刷などを外注している場合の外注管理に従事する者を含む。)

エ **「電子メディア部門」**とは、電子メディアに関する業務に従事する者。

オ **「その他」**とは、上記以外の部門に従事する者。

〈出版業〉

ア **「管理部門」**とは、一般に、総務、人事、経理、予算などの業務に従事する者。

イ **「営業部門」**とは、書籍及び雑誌広告の集積及びその紙面掲載を担当する広告部門、出版物の販売促進のための書店への営業活動などを担当する販売部門に従事する者(直販部門及び製品管理(倉庫)などの業務に従事す

る者を含む)。

ウ「**編集・製作部門**」とは、出版物の企画、編集、校正など出版物を作成する業務、組み版、製版、印刷、発送などの業務に従事する者(印刷などを外注している場合の外注管理に従事する者を含む)。

エ「**電子メディア部門**」とは、電子メディアに関する業務に従事する者。

オ「**その他**」とは、上記以外の部門に従事する者。

②うち、別経営の企業から派遣されている人は、上記部門別事業従事者数のうち、別経営の企業から出向・派遣されている者又は下請けとして働いている者。

(7) **年間売上高**は、平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た企業全体の売上高及び業務別(「新聞業務」又は「出版業務」及び、「その他業務」)の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含まない。

(8) **業務、収入種類別**の区分は以下のとおり。

〈新聞業〉

新聞業における収入種類別の区分は、以下のとおり。

①「**新聞販売収入**」とは、新聞を発行して得た収入額(販売店に対する正規の手数料等を控除した額)。

②「**広告料収入**」の区分は以下のとおり。すべて広告会社に対する正規の手数料等を控除した額である。

ア「**新聞広告**」とは、新聞に掲載した広告に対する広告料収入。

イ「**電子メディア**」とは、電子メディアに掲載した広告に対する広告料収入。

ウ「**フリーペーパー**」とは、フリーペーパーに掲載した広告に対する広告料収入。

エ「**その他**」とは、上記以外の媒体に掲載した広告に対する広告料収入。

③「**その他収入**」とは、上記以外の新聞業務による収入額。

〈出版業〉

出版業における業務種類別の区分は、以下のとおり。「書籍販売収入」及び「雑誌販売収入」は、取次店及び書店に対する正規の手数料を含めた額である。

①「**書籍販売収入**」とは、単行本、文庫、新書、全集・双書、事・辞典、図鑑、絵本、年鑑、検定教科書など書籍を発行して得た収入額。

・「**うち電子メディア**」とは、「書籍販売収入」のうち電子メディアから得た収入額。

②「**雑誌販売収入**」とは、週刊誌、旬間誌、月刊誌、季刊誌などの定期刊行物を発行して得た収入額。

・「**うち電子メディア**」とは、「雑誌販売収入」のうち電子メディアから得た収入額。

③「**広告料収入**」の区分は以下のとおり。すべて広告会社に対する正規の手数料を含めた額である。

ア「**うち雑誌本体**」とは、雑誌に掲載した広告に対する広告料収入。

イ「**うち電子メディア**」とは、電子メディアに掲載した広告に対する広告料収入。

ウ「**うちフリーペーパー**」とは、フリーペーパーに掲載した広告に対する広告料収入。

④「**ロイヤリティ収入**」とは、書籍・雑誌などから得るロイヤリティの収入額である。内訳の区分は以下のとおり。

ア「**国内**」とは、国内での書籍・雑誌等から得るロイヤリティ収入。

イ「**国外**」とは、国外での書籍・雑誌等から得るロイヤリティ収入。内訳の区分は以下のとおり。

・「**コミック**」とは、国外で販売されるコミック本、コミック誌から得た収入。

・「**児童書**」とは、国外で販売される児童書から得た収入。

・「**小説**」とは、国外で販売される小説から得た収入。

・「**その他**」とは、国外で販売される上記以外の書籍・雑誌等から得た収入。

⑤「**その他収入**」とは、上記以外の出版業務による収入額。

(9) **発行種類**等は、以下のとおり。

〈新聞業〉

新聞発行種類の区分は、以下のとおり。

- ① 「**一般紙**」とは、一般時事に関する報道、評論を行う新聞である。配布エリアによって以下の区分に分ける。
 - ア 「**全国紙**」とは、主に全国の主要都市に発行所を持ち、全国を配布エリアとする一般紙。
 - イ 「**地方紙(ブロック紙を含む)**」とは、ブロック紙、県紙、ローカル紙など主に地方に発行所を持ち特定地方を配布エリアとする一般紙。
- ② 「**スポーツ紙**」とは、スポーツ全般に関する報道、評論を行う新聞である。
- ③ 「**専門・業界紙**」とは、特定の産業及び専門分野に関する報道、評論を行う新聞(経済、金融、産業、競馬、プロレスなど特定のスポーツ)である。
- ④ 「**その他**」とは、英字新聞(一般紙等の英語版の新聞を含む)、機関紙(政党新聞、宗教新聞など)など上記以外の新聞である。

〈出版業〉

「**書籍**」の新刊発行点数及び発行部数における種類区分は以下のとおり。

- ① 「**人文科学書**」とは、総記(総記、百科事典、年鑑雑誌、情報科学など)、哲学・心理学・宗教(哲学、心理学、倫理学、宗教、仏教、キリスト教など)、歴史・地理(歴史総記、日本歴史、外国歴史、伝記、地理、旅行など)に分類される書籍である。
- ② 「**社会科学書**」とは、政治、時局、外事、法律、経済、財政、統計、経営、商業、交通・通信、社会、労働、教育、民族、風習、軍事などに分類される書籍である。
- ③ 「**自然科学書**」とは、数学、物理学、化学、天文学、地学、生物学、医学、薬学、工学・工業、農・水産・林・畜業などに分類される書籍である。
- ④ 「**語学・文学書**」とは、語学(日本語、外国語(英語、ドイツ語など))、文学(日本文学詩歌、日本文学小説、外国文学小説など)に分類される書籍である。
- ⑤ 「**芸術・生活書**」とは、芸術(絵画、彫刻、写真、工芸など)、生活(スポーツ、娯楽、家事など)に分類される書籍である。
- ⑥ 「**学習・参考書**」とは、小・中学生、高校生などを対象とした学習・参考書に分類される書籍である。
- ⑦ 「**児童書**」とは、絵本などの児童向けに分類される書籍である。
- ⑧ 「**コミック本**」とは、コミック、劇画などのマンガ本に分類される書籍である。
- ⑨ 「**その他**」とは、上記以外の書籍である。

「**雑誌**」の新刊発行点数及び発行部数における種類区分は以下のとおり。

- ① 「**総合誌**」とは、総合月刊誌、総合週刊誌、写真週刊誌などに分類される雑誌である。
- ② 「**人文科学誌**」とは、哲学、心理、宗教、歴史、地理などに分類される雑誌である。
- ③ 「**社会科学誌**」とは、政治、時局、外事、法律、経済、財政、統計、経営、商業、交通・通信、社会、労働、教育、民族、風習、軍事などに分類される雑誌である。
- ④ 「**自然科学誌**」とは、数学、物理学、化学、天文学、地学、生物学、医学、薬学、工学・工業、農・水産・林・畜業などに分類される雑誌である。
- ⑤ 「**生活・趣味・スポーツ誌**」とは、健康誌、マタニティ・育児誌、住宅誌、趣味・教養誌、娯楽誌、スポーツ誌、旅行・レジャー誌、アウトドア誌、生活情報誌、料理雑誌、TV・FM 情報誌、映画・音楽情報誌、タウン誌などに分類される雑誌である。
- ⑥ 「**児童誌**」とは、児童誌、学年誌などに分類される雑誌である。
- ⑦ 「**コミック誌**」とは、少年コミック誌、少女コミック誌、男性向けコミック誌、女性ヤングアダルトコミック誌、ミセス向け

コミック誌などに分類される雑誌である。

⑧「**児童書**」とは、絵本などの児童向けに分類される雑誌である。

⑨「**コミック本**」とは、コミック、劇画などのマンガ本に分類される雑誌である。

⑩「**その他**」とは、文学誌、学術誌などの上記以外の雑誌である。

(10) **返品率**とは、出版業で以下の算式により書籍、雑誌ごとに求めた割合。

$$\text{返品率} = \frac{\text{当期返品高} + \text{前期返品高}}{\text{当期総売上高} + \text{前期総売上高}}$$

(11) **電子メディアへの配信状況別**とは、新聞業でインターネット等電子メディアへ配信を行っている企業数を、配信形態別に集計したもの。当てはまる区分が複数ある場合には当てはまるものすべてに回答するため、内訳と計は一致しない。

(12) **年間営業費用**は、平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間の企業全体の「給与支給総額」、「外注費」、「印税・原稿料」、「広告宣伝費」、「減価償却費」、賃借料(「土地・建物」、「機械・装置」)及び「その他の営業費用」の計(消費税額を含む)。

①「**給与支給総額**」は、1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額(税込み)。営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該企業で主として「給与を支払っている出向・派遣者(別経営の企業で働いている者)」の給与も含む。

②「**外注費**」は、業務の一部又は全部を委託若しくは下請けなどの形式で外注した場合の費用。

④「**印税・原稿料**」は、出版業において著者(著作権者)に著作権使用料として発行部数見合いで支払った印税方式の経費又は原稿を買い取る形で支払った原稿料などの経費。

⑤「**広告宣伝費**」は、ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む)。

⑥「**減価償却費**」は、取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費の額。

⑦**賃借料**は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。

ア「**土地・建物**」は、土地・建物を借りて業務を営んでいる場合の、この1年間の賃借料。管理費などの共益費、月極駐車料金も含む。

イ「**機械・装置**」は、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」などの1年間の賃借料の額であり、「情報通信機器」と「その他」に分かれる。

・「**情報通信機器**」は、有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコンなどの賃借料の額。

・「**その他**」は、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置の賃借料の額。

⑧「**その他の営業費用**」は、上記以外の営業費用で以下のものである。

荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗工具器具備品費、交際費、修繕費、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料など。

(13) **年間営業用固定資産取得額**は、企業において平成20年11月1日から平成21年10月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産(「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」)及び無形固定資産の額(消費税額を含む)。

①「**機械・設備・装置**」は、耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の情報通信機器、工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入費用。

②「**土地**」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。

- ③「**建物・その他の有形固定資産**」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産などの購入費用。
- ④「**無形固定資産**」は、借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用。

3. 記号及び注記

(1) この調査結果の概況及び統計表に使用している記号は以下のとおりである。

- ①「-」は該当数値なし、「0」は単位未満であることを表している。
- ②概況の「…」は、事業従事者4人以下の事業所(常用雇用者4人以下の企業)で調査していない項目を表している。
- ③統計表の「…」は、回収標本数が少ないために表章できない項目を表している。
- ④「不詳」は、欠測値の補完の際に、経営組織別、資本金額別、従業者規模別などの区分の格付情報が特定できない場合に区分している。
- ⑤「x」は、1又は2である事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため数値を秘匿した箇所である。また、3以上の企業に関する数値であっても1又は2の企業の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「x」で表した。

(2) 公表数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の積み上げと合計が一致しない場合がある。

IV. その他の注意事項

1. この統計表に掲載された**数値を他に転載する場合は、「経済産業省経済産業政策局調査統計部 平成21年特定サービス産業実態調査報告書 新聞業、出版業編」**による旨を明記してください。
2. この統計表に関する質問は、下記宛にお願いします。

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省経済産業政策局調査統計部サービス統計室

電話 03(3501)1511(内線 2898)、03(3501)3892(ダイヤルイン)

統計アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabizi/index.html>

本統計表は再生紙を使用しております。